

參 考 資 料

第1章 基本事項

1 計画の趣旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第6条、同施行規則第1条の3の規定及び日立市一般廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という。）に基づき、一般廃棄物を適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、日立市一般廃棄物処理実施計画を以下のとおり定める。

| 一般廃棄物処理計画 | | | |
|----------------------------|----------------|------------------------|----------------|
| 一般廃棄物処理基本計画 (10年間の長期計画) | | 一般廃棄物処理実施計画 (各年度計画) | |
| ごみ処理基本計画 | 生活排水処理 基本計画 | ごみ処理実施計画 | 生活排水処理 実施計画 |

2 計画期間

本計画の期間は、令和7年4月1日から翌年3月31日までとする。

3 計画区域

本計画の対象区域は、本市の行政区域全域とする。

4 一般廃棄物の区分と種類

本計画において本市が処理する一般廃棄物は、一般家庭から排出される「生活系ごみ」と、事業活動に伴って排出される「事業系ごみ」及びし尿、浄化槽汚泥を含む「生活排水」とする。

5 ごみ処理計画量

(1) ごみ

(単位: t)

| 区分 | 令和6年度実績(見込) | 令和7年度計画量 |
|---------------------|-------------|----------|
| 年間排出量 (A) | 55,150 | 53,817 |
| 生活系ごみ | 39,793 | 38,493 |
| 燃えるごみ | 30,416 | 29,473 |
| ふれあい戸別収集 | 14 | 17 |
| 粗大ごみ等※1 | 400 | 377 |
| 再生資源 | 2,220 | 2,071 |
| 混合ごみ(自己搬入等) | 6,743 | 6,555 |
| 事業系ごみ | 15,357 | 15,324 |
| 混合ごみ(自己搬入等※2) | 14,751 | 14,725 |
| 再生資源(牛乳パック+発泡スチロール) | 2 | 2 |
| 市直営 | 23 | 22 |
| 委託収集(公共施設) | 581 | 575 |
| 集団回収(B) | 27 | 25 |
| 民間事業者独自資源化量※3(C) | 3,668 | 2,680 |
| 合計(A+B+C) | 58,845 | 56,522 |

- ※1 粗大ごみ等とは、粗大ごみ、燃えないごみ、有害ごみ。
- ※2 自己搬入等とは、市民、事業者及び委託を受けた一般廃棄物収集運搬業許可業者が清掃センターへ直接搬入する量。
- ※3 民間事業者独自資源化量とは、スーパーや一般廃棄物処理業許可業者による資源化量。

※各種ごみの分類表

| 項目 | 具体例等 |
|--------|--|
| 燃えるごみ | 日常生活に伴って生じる生ごみ、皮革類、プラスチック・ビニール類、木製品、草類・枯れ葉類・せん定枝木、紙おむつ、ゴム製品、布製品、資源にならない紙くず、その他これに類するもの |
| 粗大ごみ | ポット、傘、小型家電品、タンス、ソファー、自転車、スキー板、ふとん等などの不燃物を含む何種類かの材質が混ざってできているもの |
| 燃えないごみ | 茶碗、陶磁器製品、植木鉢、ガラス製コップ・グラス、花瓶、土鍋、その他これに類するもの |
| 有害ごみ | 蛍光管、電球類、乾電池、ライター、水銀体温計、水銀血圧計等の有害物質を含んでいるもの |
| 再生資源 | 金属類（アルミ缶、スチール缶、その他の金属）、紙類（新聞、段ボール、雑誌・紙箱類、紙パック）、布類、ペットボトル、ビン類（生きビン（ビールビン）、再生ビン（無色・透明、茶色、その他）） |

(2) 生活排水

(単位 : kℓ)

| 区分 | 令和6年度実績(見込) | 令和7年度計画量 |
|-------|-------------|----------|
| し尿 | 1, 028 | 989 |
| 浄化槽汚泥 | 2, 507 | 2, 506 |
| 合 計 | 3, 535 | 3, 495 |

6 一般廃棄物の処理主体

(1) 処理主体

ア ごみ処理主体

| 区分 | 収集運搬 | 中間処理※1 | | 最終処分※2 |
|-----------|-------------------------|-------------------------|-----------|-----------------------|
| | | 主体 | 処理方法 | |
| 生活系 ごみ | 燃えるごみ | 市(委託)、 許可業者 | 市 (委託) | 焼却 (一部資源化) 残渣埋立 |
| | 粗大ごみ等 | 市(委託)、 許可業者 | 市 (委託) | 焼却 (一部資源化) 残渣埋立 |
| | 再生資源 | 市(委託)、 許可業者 | 市 (委託) | 資源化 |
| | 混合ごみ (自己搬入等) | 排出者及び 許可業者 | 市 (委託) | 破碎、焼却 資源化 残渣埋立 |
| 事業系 ごみ | 混合ごみ (自己搬入等) | 排出者及び 許可業者 | 市 (委託) | 破碎、焼却 資源化 残渣埋立 |
| | 再生資源 (牛乳パック、発泡スチロール) | 市(委託)、 排出者及び 許可業者 | 市 (委託) | 資源化 |
| | 公共施設 | 市(委託) | 市 (委託) | 焼却 残渣埋立 |
| | 食品廃棄物※3 | 許可業者 | 民間 | メタン発酵 発酵堆肥化 |

※1 中間処理は、清掃センター敷地内にある焼却施設及び粗大ごみ処理施設において実施する。

※2 中間処理によって発生する焼却残渣、溶融残渣の最終処分は、滑川山一般廃棄物最終処分場（管理型最終処分場）において実施する。

※3 日立市内のお部民間店舗から排出された食品廃棄物を、市内の許可業者が日立セメント(株)神立資源リサイクルセンター(土浦市東中貫町6番8)に区域外処理として搬入し、発酵等の処理を通して、食品循環資源としての再生利用を図る。

イ 生活排水処理主体

| 区分 | 収集運搬 | 中間処理※1 | 最終処分※2 |
|-------|------|--------|--------|
| し尿 | 許可業者 | 市(委託) | 埋立て |
| 浄化槽汚泥 | 許可業者 | 市(委託) | 埋立て |

※1 市内で発生するし尿及び浄化槽汚泥の処理は、すべて滑川クリーンセンターにおいて実施する。

※2 滑川クリーンセンターから発生するし渣は、場内で脱水後、清掃センターにおいて焼却処理し、発生した焼却灰は、滑川山一般廃棄物最終処分場で処分する。

(2) 一般廃棄物処理業の許可

ア 現状

市では、市が収集及び運搬、並びに処分が困難である一般廃棄物の処理について、法第7条及び市一般廃棄物処理計画に適合していると認められる次の業者に許可を与えていく。

【許可業者】

(令和7年3月1日時点)

| 区分 | 業者名 (順不同) | |
|------------------------|----------------|-------------------|
| 一般廃棄物 (ごみ) 収集運搬業 | (株)茨城環境企業 | (株)クリーンらいふ |
| | (有)十王産業 | (有)日高産業 |
| | (株)コクシン | 相馬一夫(相馬商店) |
| | (株)東邦クリーン工業 | (有)円井産業 |
| | (有)根本商店 | (株)水越 |
| | (有)沼田クリーンサービス | かめや産業(有) |
| | (株)海野商店 | 高橋利一(高橋商事) |
| | 公益産業(有) | (有)富士産業 |
| | (有)西野宮産業 | (有)稻澤商店 |
| | (株)茨城テクノス | 勝田環境(株) |
| | 坂本商店 | (株)小宮山興業 |
| | (有)高木産業 | (株)プラントレーディング |
| | 掛札勝寛(シーガルクリーン) | 根本日出男(ファミリー日立東海店) |
| | (同)アースウインド環境企画 | (有)マルイ装美 |
| | (株)春海丸 | (株)グラードサービス |
| | (有)いわき産廃 | (株)ユーシン |
| | (有)新興 | (株)クリアイバラキ |
| | | (有)大金建材店 |

| 区分 | 業者名 (順不同) | | |
|----|---------------|-----------------|-----------|
| | (株)N E O クリーン | 田口徳一 (リプロ) | 深谷木材工業(株) |
| | 瀬谷弘二 (ソフト企画) | (株)S & K | (有)新井土木 |
| | (株)朝日ネットワーク | 宮本将弥 (宮本工業) | 横川総建(株) |
| | (株)CONNECT | 矢野倉 一也 (矢野サービス) | (株)のぞみ |
| | 宮本憲吾 (便利屋縁) | 高村亮 (亮工業) | |
| | | | 計 65 者 |

| 区分 | 業者名・許可内容 (順不同) |
|--------------------|--------------------------------|
| 処分業 (中間処理・最終処分) | (株)茨城環境企業／中間処理(焼却・破碎)、最終処分(埋立) |
| | 日和サービス(株)／中間処理(圧縮・減容) |
| | (株)海野商店／中間処理(圧縮・減容) |
| | (株)水庭農園／中間処理(破碎) |
| | 計 4 者 |

| 区分 | 業者名 (順不同) | | |
|---------------------|-----------|-------|---------------|
| 一般廃棄物 (し尿・浄化槽汚泥) | (株)ニッカン | 常北農興社 | (有)富士産業 |
| | (有)高萩清掃社 | 十王清掃 | 県北浄化槽サービスセンター |
| | 計 6 者 | | |

イ 許可方針

既存許可業者の更新に際しては、条例等で定められた義務（清掃センター受入基準や実績報告書提出等）を怠っていないかなど、継続して許可を与えられるかを審査し、更新決定を行う。

新規の許可申請については、市内廃棄物の排出量と処理量等を総合的に勘案し、新規許可の必要性を検討する。市内廃棄物の処理等に必要性が認められる場合については、許可（不許可）の決定を行う。

第2章 処理計画

本章のごみ処理実施計画は、基本計画の「目標達成のための施策(P48～53)」に基づく計画とし、基本方針及び施策との関連性を示す。(例)基本方針1 施策1 ⇒ 基1施1

1 ごみ処理実施計画

(1) ごみの排出抑制・再生資源化計画

ア ごみ減量化・資源化の取組の推進・支援

| 項目 | 内容 | 基本計画の位置付け |
|---------------------|---|--------------------------------------|
| 生ごみ処理機器の普及促進 | 家庭から排出される生ごみのたい肥化・減量化を推進するため、生ごみ処理機器の購入者に対して、購入費用の一部を助成する。 【コンポスター・密閉式処理容器】 税抜購入価格の2/3で3千円を限度。 【電動式処理機】 税抜購入価格の1/2で2万円を限度。 | 基1施1 基1施3 |
| 再生資源分別回収(集団回収)の普及促進 | 子ども会やPTA等の地域住民で組織化された団体に対して、回収した再生資源物の量に応じた報償金(3.5円/kg)を支給していたが、当該制度は、登録団体数及び再生資源回収量の減少や所期の目的であった市民の資源化に対する意識が醸成されたことから、令和6年度をもって廃止とする。 再生資源集団回収団体の回収量実績の把握については、引き続き行う。 | 基1施1 基1施3 基2施1 |
| リユース食器の貸出 | 市内で開催されるイベント等で、リユース食器の貸出を行い、ごみの排出抑制・減量化を促進するとともに、普及啓発に努める。 【貸出品】お椀(どんぶり)、箸、コップ、啓発用のぼり旗 | 基1施1 基1施3 基2施2 |
| ボランティア清掃活動の推進 | 公共の場所(公園・道路等)のボランティア清掃活動を行う団体または個人に対し、ボランティア袋(燃えるごみ専用袋45㍑及び20㍑と同等規格)を配布し、活動を支援する。 | 基3施1 |
| レジ袋使用削減の取組 | レジ袋有料化に伴い、マイバックの利用促進に関する広報を行うとともに、市内のスーパー等10事業者27店舗と締結している「レジ袋の使用削減に向けた取組に関する協定」の在り方について検討する。 | 基1施1 基1施2 基1施3 基2施1 基2施2 |
| マイボトル・マイカップ利用の推進 | ごみの減量につながる発生抑制やポイ捨て防止の意識高揚を図るため、マイボトルやマイカップ利用を推進する啓発活動を行う。 | 基1施1 基1施3 基2施1 |
| ごみ減量啓発グッズの配布 | 市が主催する各種イベントや街頭キャンペーンの際に、エコバッグやグッズを配布し、ごみ減量化への意識高揚を図る。 | 基1施3 |

| | | |
|---------------------|---|------------------------------|
| 小型家電リサイクルの促進 | 使用済小型家電の資源化を促進するため、市内の公共施設等で回収し、小型家電リサイクル認定事業者へ引き渡しを行う。 【回収方法】 ボックス回収、ピックアップ回収(粗大ごみからの選別)、イベント回収(イベント等での回収、年2回程度) 【回収対象品目】全品目（家庭から排出された小型家電に限る） 【回収場所】36か所 | 基1施1 基1施3 基2施1 基2施2 |
| 使用済食用油リサイクルの推進 | 市内の公共施設等で回収した使用済食用油を、再資源化業者に引き渡し、豚や鶏の飼料、石鹼や化粧品へと再生処理を推進する。 また、家庭から出た廃食用油を SAF（次世代型航空燃料）へ資源化する取組について、市報や「エコフェスひたち」等のイベントで広報啓発を行う。 | 基1施1 基1施3 基2施1 基2施2 |
| 新生児誕生世帯へのごみ処理袋支援の推進 | ごみの減量に一定の限界がある新生児誕生世帯へごみ処理袋を配布し、ごみ減量化・資源化への意識づくりを行う。 【配布するもの】45歳用50枚、エコバッグ | 基3施1 |
| 食品リサイクル（食品ロス削減）の推進 | 調理の際に発生する野菜くずや、まだ食べられるのに捨てられている食べ物（食品ロス）を削減するため、10月の食品ロス削減月間に合わせて広報・啓発を行う。 また、茨城県事業の「いばらき食べきり協力店」と連携して進めている「ひたち食品ロス削減パートナー制度」について、協力店舗を募集し、食品ロス削減の推進を図るとともに、SNS(Instagram)を活用し、幅広い世代に向けて協力店舗や各種イベントの広報を行う。 | 基1施1 基1施2 基1施3 基1施1 |
| リユース利用の促進 | 市ホームページ等で「おいくら」を使ったリユース利用への転換を促す内容を掲載し、市民が粗大ごみとして排出する前に、リユースの利用検討を促進する。 | 基1施1 基1施3 基2施2 |

イ 市民のライフスタイルに合わせた再生資源回収の促進

| 項目 | 内 容 | 基本計画の位置付け |
|------------------|---|----------------------|
| 学区(ステーション)回収の実施 | 町内会等の各地域団体で管理する再生資源集積所（ステーション）にて再生資源の回収を行う。 | 基1施1 基3施1 |
| 専用ボックスによる拠点回収の促進 | エコ・ショップとして環境に配慮した活動に取り組む小売店舗や、公共施設等に各種資源物の拠点回収容器を設置し、再生資源の回収を促進する。 【対象品目】 紙箱類、ペットボトル、使用済食用油、使用済小型家電 ○ビン類の拠点回収 ビン類の拠点回収を継続し、市民の排出機会拡大と資源化の促進を図る。 (本庁・十王支所・多賀支所・南部支所) 計4か所 | 基1施1 基1施3 基2施2 |

| | | |
|-----------------|--|------------------------------|
| 休日拠点回収の実施 | 学区回収の補完及び市民の利便性の向上のため、毎月第2日曜日に指定の場所において、再生資源の回収を実施する。 【回収場所及び回収日程】 ①豊浦交流センター第2駐車場：4月13日、8月10日、12月14日 ②市役所西側駐車場：5月11日、9月14日、1月11日 ③河原子港前駐車場：6月8日、10月12日、2月8日 ④久慈川日立南交流センター駐車場：7月13日、11月9日、3月8日 | 基1施1 基1施3 基2施2 基3施1 |
| 地域拠点回収の支援 | 既設の集積所とは別に、学区(地区)コミュニティ組織が中心となって実施する再生資源回収の取組を支援する。 | 基2施2 |
| 戸別回収の支援 | 学区（地区）コミュニティ組織等が独自に実施する再生資源の戸別回収の取組を支援する。 | 基2施2 |
| ごみ等排出困難世帯への収集支援 | 家庭ごみや再生資源を集積所に自分で排出することが困難な市民を対象に、安否確認を行うなど福祉的要素事業を兼ね備えた戸別収集事業を実施し、支援する。 【事業名称】日立市ふれあい戸別収集事業 【収集頻度】週1回 【収集要件】あり | 基3施1 |

ウ 市民・企業と協働した環境保全及び障害者雇用の推進

| 項目 | 内 容 | 基本計画の位置付け |
|---------------------|--|-----------|
| 久慈川菜の花エコネットワーク事業の支援 | 平成21年度から留区住民を中心に活動している「久慈川菜の花エコネットワーク推進会」と協力し、久慈川河川敷きの一部で菜の花を栽培し、河川敷の景観向上、環境保全及び不法投棄防止等の活動を行うとともに、市内小中学校と事業連携し、環境教育、社会教育学習の場を提供する。 また、菜の花満開時期には「久慈川菜の花まつり」を開催し、事業PRと市民のにぎわいの場の創出を行う。 【主な取組】 ○久慈川菜の花まつり 3月下旬 ○菜種種まき作業 10月中旬 ○保全作業(石拾い等) 4月下旬 | 基1施3 |
| 障害者雇用の促進 | 市で回収した使用済小型家電の一部を障害者雇用支援事業者へ引き渡し、小型家電の解体処分・作業を通して、障害者雇用の促進を図る。 | 基2施1 |

エ ごみの適正排出に向けた違反行為への対応

| 項目 | 内 容 | 基本計画の位置付け |
|-----------------|--|--------------|
| 集積所利用者への周知指導の実施 | 不適正排出が確認された集積所に注意喚起の看板等を設置し、利用環境の改善を図る。また、必要に応じて、集積所利用者に直接指導を行う。 | 基1施3 基3施1 |

| | | |
|-----------------------------|---|--------------|
| 集積所への不適正排出が認められた場合の調整・指導の実施 | ごみの適正排出及び適正分別の徹底を図るため、集積所における不適正排出物に対し違反内容を明示した警告シールを貼付し、排出者の意識改善を図る。また、集積所へ事業系ごみが排出された場合は、適正な廃棄物の処理について、事業者へ指導を行う。 | 基1施3 基3施1 |
| 清掃センターへの搬入物検査等による事業者への指導の実施 | 清掃センターにおいて、塵芥車等の展開調査を実施し、事業者や許可業者に対し、適正な分別による収集運搬を促す。 | 基1施3 |
| 不法投棄監視の強化 | 不法投棄監視員を配置し、地域のパトロールにより、不法投棄の監視や未然防止のための活動を実施する。 また、不法投棄の多い場所には、不法投棄禁止の旨が表記された看板を設置し、未然防止を図る。 | 基1施3 |
| 野外焼却に関する指導の実施 | 各消防署と連携し、野外焼却の通報が入り次第、現場へ向かい、行為者に対して野外焼却禁止の旨を伝え、再発防止のための指導を行う。 また、野外焼却禁止の旨を記載したチラシ及び市報により広報を行う。 | 基1施3 |

オ 広報啓発・環境教育活動の推進

| 項目 | 内 容 | 基本計画の位置付け |
|-----------------------------|---|-----------|
| 「ごみカレンダー」・「ごみ処理ハンドブック」による広報 | 各種ごみの排出日時・場所・方法等を明記した「ごみ処理ハンドブック」や市内全世帯に配布している「ごみカレンダー」を活用し、適正な分別排出を促す。「ごみ処理ハンドブック」は電子化されたweb版のみを案内し、市公式LINEやホームページ等でごみに関する情報を配信する。 また、外国人にごみの適正排出を周知するため、外国語に翻訳した「日立市ごみの出し方・分け方ガイド」を、ホームページで配信する。 | 基1施3 |
| 行政放送の活用 | 再生資源の適正な分別方法・排出方法を伝えるため、ケーブルテレビを活用した行政放送（「再生資源の正しい出し方」、「再生資源の休日拠点回収」等）を通して、幅広く市民へ広報する。 | 基1施3 |
| 事業者に向けた広報の実施 | 事業系ごみの排出方法や分類等をまとめたリーフレット「お近くのごみ集積所を使っていませんか？」を配布し、事業系ごみの適正な取り扱いについて、事業者に対して広報・啓発を行う。 | 基1施3 |
| 小学生向けリサイクル読本の配布 | 毎年度、市内の小学4年生を対象に各学校へごみの減量化・資源化の内容を分かりやすく掲載した冊子「ごみ探偵団が行く！」を配布し、子どもたちの環境教育を支援する。 | 基1施3 |
| 清掃センター施設内見学会の受入 | 市内の小・中学生を対象（一般的の見学も可）に、清掃センター施設内の見学を受け入れ、ごみの収集から再生されるまでの流れについて見学を通して理解し、ごみの減量化や資源化に対する意識づけを図る。 | 基1施3 |

| | | |
|---------------|--|------|
| イベントでの体験事業の実施 | さくらまつりやエコフェスひたち等のイベントにおいて環境ブースを設け、来場者に対し、市のごみの減量化・資源化の取組に関する広報や体験事業の実施を通じ、環境意識の高揚を図る。 | 基1施3 |
| ごみゼロキャンペーンの実施 | ごみのないきれいな街を目指すため「みんなでまちをきれいに」を合言葉に、毎年5月30日を「ごみゼロの日」とし、ごみゼロウィークを実施する。ごみの減量化・資源化に向けた広報啓発活動を実施し、ごみゼロの日には、JR駅前等で街頭啓発活動を実施する。 | 基1施3 |
| くさゼロ大作戦の実施 | ごみのないきれいな街を目指すため、「みんなでまちをきれいに」を合言葉に、毎年9月30日を「くさゼロの日」とし、9月をくさゼロ強調月間とする「くさゼロ大作戦」を各コミュニティや各種団体等と実施する。 | 基1施3 |

力 社会情勢を考慮した分別区分、収集方法等への的確な対応

| 項目 | 内 容 | 基本計画の位置付け |
|----------------|--|-----------|
| 適正かつ公平な集積所の在り方 | 誰もが同じように集積所を利用できる環境づくりと集積所の位置等を含むあり方を検討する。 | 基3施1 |
| ごみ等分別区分の見直し | 複雑な構成による物が廃棄物となる場合や従来の分別過程で不具合等が生じているごみ等の分別区分の見直しを検討する。 令和4年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されたことに伴い、プラスチックの分別収集、再商品化等について検討等を行う。 | 基3施1 |
| ごみ等収集システムの再構築 | 近年のライフスタイルの変化や高齢化に伴い、再生資源回収時の集積所当番等が住民負担となっている。また、自治会の解散等により、利用できる集積所が近隣にない世帯が存在するため、誰もが集積所を公平に利用できる収集システムの構築を目的とし、令和7年度下期に、再生資源の用具出し当番等を廃止する。 集積所の管理方法や収集頻度、ごみ処理手数料の見直しを含めて、総合的なごみ等収集システムの再構築の検討を行う。 | 基3施1 |
| 災害廃棄物処理体制の整備 | 大規模な自然災害により発生した災害廃棄物を円滑に処理するため策定された災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物処理体制を整備する。 | 基3施1 |
| ごみ処理システムの見直し | 現行のごみ処理システムに関する評価を定期的に行い、必要な見直しを行う。 | 基3施1 |
| 処理困難物の解消 | 市が処理できない廃棄物（処理困難物）のうち、受入品目拡大事業としてコンクリート製品等の受入れと処理方法を検証する。 | 基3施1 |

(2) 収集運搬計画

ア 収集・運搬する一般廃棄物の量、収集回数及び収集方法等

(単位: t)

| 区分 | | 計画量 | 収集回数 | 収集方法 | 排出方法 | |
|-------------|-------------------------|---------|--------------------------|---------------------|--|--|
| 生活系ごみ | 燃えるごみ | 29, 473 | 週2回 | ステーション方式 | 市の指定袋に入れ、指定の集積所へ排出する。 | |
| | ふれあい戸別収集 | 17 | 週1回 | 戸別回収方式 | ごみの排出困難世帯が、自宅玄関前等の指定の場所に排出する。 | |
| | 粗大ごみ(大・中) | 377 | 随時 | 戸別回収方式 | 粗大ごみ処理券を貼付け、自宅玄関前等の指定の場所に排出する。(業者連絡必要) | |
| | 粗大ごみ(小) | | 月1回 | ステーション方式 | 市の指定袋に入れ、指定の集積所へ排出する。 | |
| | 燃えないごみ | | | | ※有害ごみは、中身が見える透明又は半透明の袋を使用 | |
| | 有害ごみ | | | | | |
| | 再生資源 | 学区回収 | 1, 893 | | 各施設に設置される回収ボックスに排出する。 | |
| | | 拠点等回収 | 178 | | 運搬車両にごみを積載し、清掃センターへ搬入する。 | |
| | 混合ごみ (自己搬入等) | 6, 555 | 運搬車両にごみを積載し、清掃センターへ搬入する。 | | | |
| 事業系ごみ | 混合ごみ (自己搬入等) | 14, 747 | 随時 | | 運搬車両にごみを積載し、清掃センターへ搬入する。 | |
| | 再生資源 (牛乳パック+発泡スチロール) | 2 | | | 運搬車両にごみを積載し、清掃センターへ搬入する。 | |
| | 委託収集 | 575 | 戸別収集 | | | |
| | 集団回収 | 25 | 個別収集 | 回収した資源物を各団体が業者に引渡す。 | | |
| 民間事業者独自資源化量 | | 2, 680 | 店頭回収等 | | 店頭に設置される回収ボックスに排出する。事業者が独自に資源化する。 | |
| 計 | | 56, 522 | | | | |

イ 収集運搬日程

(ア) 燃えるごみ収集日程(地域別)

| 収 集 曜 日 | | | | | | |
|---------|-------------|---------|-------|-------|-------|-----------|
| 月・木曜日 | | | 火・金曜日 | | 水・土曜日 | |
| 相賀町 | 川尻町 | 東河内町 | 鮎川町 | 千石町 | 石名坂町 | 茂宮町 |
| 相田町 | 幸町 | 東町 | 大久保町 | 中成沢町 | 大みか町 | 森山町 |
| 旭町 | 下深荻町 | 東滑川町 | 大沼町 | 中丸町 | 大和田町 | 十王町友部東 |
| 砂沢町 | 城南町 | 日高町 | 金沢町 | 西成沢町 | 神田町 | 十王町城の丘 |
| 入四間町 | 白銀町 | 平和町 | 河原子町 | 塙山町 | 久慈町 | 十王町山部 |
| 小木津町 | 助川町 | 弁天町 | 国分町 | 東大沼町 | 下土木内町 | 十王町高原 |
| 折笠町 | 高鈴町 | 宮田町 | 桜川町 | 東金沢町 | 留町 | 十王町黒坂 |
| 会瀬町 | 田尻町 | 本宮町 | 末広町 | 東多賀町 | みかの原町 | 中深荻町(菅地区) |
| 鹿島町 | 中深荻町(菅地区以外) | 若葉町 | 諏訪町 | 東成沢町 | 水木町 | |
| かみあい町 | 滑川町 | 十王町伊師 | 台原町 | 十王町友部 | みなと町 | |
| 神峰町 | 滑川本町 | 十王町伊師本郷 | 多賀町 | | 南高野町 | |

(1) 再生資源収集日程(学区別)

| 学区名\収集日 | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|---------|---------------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|
| 1 | 豊浦 | 18 | 20 | 27 | 23 | 29 | 19 | 21 | 26 | 19 | 24 | 21 | 25 |
| 2 | 日高 | 1 | 7 | 3 | 1 | 1 | 2 | 1 | 1 | 2 | 6 | 3 | 3 |
| 3 | 田尻 | 16 | 31 | 11 | 9 | 16 | 10 | 8 | 21 | 10 | 14 | 11 | 14 |
| 4 | 滑川 | 25 | 30 | 18 | 18 | 23 | 17 | 29 | 19 | 24 | 23 | 18 | 27 |
| 5 | 宮田 | 22 | 27 | 24 | 29 | 26 | 30 | 28 | 25 | 23 | 27 | 24 | 24 |
| 6 | 仲町・中里 | 11 | 13 | 10 | 8 | 8 | 5 | 7 | 11 | 5 | 9 | 13 | 10 |
| 7 | 中小路 | 22 | 27 | 24 | 29 | 26 | 30 | 28 | 25 | 23 | 27 | 24 | 24 |
| 8 | 助川 | 12 | 24 | 21 | 16 | 22 | 24 | 24 | 14 | 13 | 28 | 25 | 18 |
| 9 | 会瀬 | 2 | 14 | 4 | 2 | 2 | 6 | 4 | 8 | 6 | 7 | 4 | 4 |
| 10 | 成沢 | 26 | 29 | 26 | 24 | 27 | 25 | 30 | 27 | 25 | 22 | 26 | 19 |
| 11 | 油繩子 | 2 | 14 | 4 | 2 | 2 | 6 | 4 | 8 | 6 | 7 | 4 | 4 |
| 12 | 諏訪 | 19 | 17 | 19 | 10 | 20 | 13 | 15 | 12 | 15 | 17 | 19 | 12 |
| 13 | 河原子 | 3 | 10 | 7 | 5 | 6 | 4 | 11 | 6 | 4 | 10 | 5 | 5 |
| 14 | 大久保 | 21 | 19 | 16 | 21 | 18 | 22 | 20 | 17 | 22 | 19 | 16 | 16 |
| 15 | 塙山 | 3 | 10 | 7 | 5 | 6 | 4 | 11 | 6 | 4 | 10 | 5 | 5 |
| 16 | 金沢 | 23 | 28 | 25 | 17 | 9 | 18 | 25 | 15 | 20 | 29 | 14 | 21 |
| 17 | 大沼 | 14 | 22 | 23 | 28 | 30 | 29 | 22 | 20 | 17 | 26 | 23 | 23 |
| 18 | 水木 | 7 | 8 | 2 | 7 | 4 | 8 | 6 | 3 | 8 | 5 | 2 | 2 |
| 19 | 大みか | 4 | 6 | 6 | 4 | 5 | 9 | 3 | 4 | 9 | 16 | 6 | 6 |
| 20 | 久慈 | 8 | 23 | 12 | 11 | 7 | 1 | 13 | 7 | 1 | 12 | 9 | 17 |
| 21 | 坂下東 | 10 | 16 | 13 | 22 | 25 | 16 | 27 | 24 | 18 | 20 | 17 | 20 |
| 22 | 十王①(伊師・伊師本郷) | 15 | 9 | 17 | 15 | 19 | 12 | 14 | 18 | 26 | 13 | 10 | 13 |
| 23 | 十王①(山部・高原・黒坂) | 15 | 9 | 17 | 15 | 19 | 12 | 14 | 18 | 26 | 13 | 10 | 13 |
| 24 | 十王②(友部) | 17 | 15 | 9 | 14 | 21 | 11 | 9 | 10 | 11 | 15 | 12 | 9 |
| 25 | 十王②(友部東・城の丘) | 17 | 15 | 9 | 14 | 21 | 11 | 9 | 10 | 11 | 15 | 12 | 9 |

(ウ) 粗大ごみ(小)、燃えないごみ、有害ごみの収集日程(学区別)

| 学区名\収集日 | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|---------|---------------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|
| 1 | 豊浦 | 4 | 21 | 6 | 4 | 5 | 9 | 3 | 5 | 3 | 16 | 6 | 6 |
| 2 | 日高 | 4 | 21 | 6 | 4 | 5 | 9 | 3 | 5 | 12 | 16 | 6 | 6 |
| 3 | 田尻 | 5 | 17 | 14 | 19 | 9 | 3 | 10 | 22 | 12 | 21 | 27 | 11 |
| 4 | 滑川 | 9 | 21 | 14 | 9 | 12 | 20 | 10 | 22 | 16 | 14 | 20 | 14 |
| 5 | 宮田 | 9 | 28 | 18 | 12 | 12 | 3 | 15 | 19 | 12 | 21 | 14 | 11 |
| 6 | 仲町・中里 | 18 | 20 | 20 | 25 | 29 | 26 | 10 | 28 | 16 | 23 | 20 | 17 |
| 7 | 中小路 | 9 | 28 | 18 | 12 | 12 | 3 | 15 | 19 | 12 | 21 | 14 | 11 |
| 8 | 助川 | 5 | 7 | 3 | 1 | 1 | 2 | 1 | 4 | 2 | 6 | 3 | 3 |
| 9 | 会瀬 | 9 | 21 | 14 | 12 | 23 | 3 | 8 | 12 | 3 | 17 | 7 | 7 |
| 10 | 成沢 | 16 | 21 | 11 | 3 | 16 | 10 | 2 | 1 | 10 | 8 | 7 | 7 |
| 11 | 油繩子 | 9 | 12 | 14 | 12 | 23 | 3 | 25 | 12 | 3 | 17 | 7 | 7 |
| 12 | 諏訪 | 5 | 12 | 5 | 19 | 27 | 20 | 23 | 15 | 3 | 8 | 18 | 23 |
| 13 | 河原子 | 24 | 26 | 30 | 10 | 20 | 17 | 23 | 13 | 24 | 8 | 7 | 7 |
| 14 | 大久保 | 19 | 15 | 19 | 3 | 21 | 13 | 2 | 5 | 3 | 15 | 11 | 11 |
| 15 | 塙山 | 24 | 26 | 30 | 10 | 20 | 17 | 23 | 13 | 24 | 8 | 7 | 7 |
| 16 | 金沢 | 26 | 12 | 26 | 23 | 11 | 20 | 9 | 5 | 11 | 8 | 18 | 25 |
| 17 | 大沼 | 23 | 31 | 25 | 19 | 11 | 20 | 29 | 22 | 20 | 21 | 12 | 12 |
| 18 | 水木 | 17 | 26 | 5 | 3 | 11 | 11 | 2 | 13 | 15 | 29 | 19 | 26 |
| 19 | 大みか | 14 | 12 | 27 | 24 | 28 | 18 | 31 | 28 | 16 | 30 | 27 | 26 |
| 20 | 久慈 | 1 | 6 | 30 | 18 | 28 | 18 | 31 | 28 | 16 | 30 | 27 | 26 |
| 21 | 坂本東 | 24 | 12 | 20 | 25 | 28 | 26 | 31 | 28 | 16 | 30 | 27 | 26 |
| 22 | 十王①(伊師・伊師本郷) | 25 | 30 | 20 | 25 | 12 | 26 | 10 | 21 | 9 | 30 | 20 | 27 |
| 23 | 十王①(山部・高原・黒坂) | 25 | 30 | 20 | 25 | 12 | 26 | 10 | 21 | 9 | 30 | 20 | 27 |
| 24 | 十王②(友部) | 24 | 26 | 5 | 17 | 28 | 25 | 30 | 13 | 25 | 22 | 26 | 19 |
| 25 | 十王②(友部東・城の丘) | 24 | 26 | 5 | 17 | 28 | 25 | 30 | 13 | 25 | 22 | 26 | 19 |

ウ 市が収集・処理できないごみ

| 項目 | 具体例等 | 処理方法 |
|----------------------|---|------------------------------------|
| 特別管理一般廃棄物 | ・家電製品から取り出されたP C B (ポリ塩化ビフェニル) 使用部品 ・ごみを焼却した際に発生するばいじん ・医療機関等から排出される、血液の付着したガーゼなどの感染性病原体を含むもの | 専門の業者に処理を依頼する。 |
| 在宅医療廃棄物の一部 | 在宅医療に伴って生じた注射針(鋭利な物)など感染性の恐れのあるもの | 医療機関へ処理を依頼する。 |
| 産業廃棄物 | 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等、法令で定められたもの | 産業廃棄物処理業許可業者に処理を依頼する。 |
| 爆発、発火、引火、感染性の危険があるもの | ガスボンベ、廃油類、消火器等 | 専門の業者に処理を依頼する。 |
| 有害性のあるもの | 薬品類、薬剤、農薬、塗料、劇薬等 | 専門の業者に処理を依頼する。 |
| その他の処理困難物 | 自動車部品の一部、土砂、消火器、タイヤ、ピアノ、コンクリート製品、ドラム缶、耐火金庫等の清掃センターで処理できないもののほか、著しく悪臭を発するもの、粉体又は液状のもの、市の区域外で発生したもの | 専門の業者に処理を依頼する。 |
| 家電リサイクル法 対象品目 | テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン | 家電小売店又は家電リサイクル券を取扱う収集運搬業者に処理を依頼する。 |
| 二輪車リサイクル法 対象品目 | 二輪車 (原動機付自転車、軽二輪、小型二輪) | (公財)自動車リサイクル促進センターに処理を依頼する。 |

(3) 中間処理計画

ア 処理施設の概要

| | | |
|------|------------------|--------------|
| 施設名 | 日立市清掃センター | 日立市粗大ごみ処理施設 |
| 所在地 | 日立市宮田町3414-4 | 日立市宮田町3414-1 |
| 処理方式 | 全連続燃焼式機械炉 | 圧縮機（油圧式） |
| 処理能力 | 300t/日 (100t×3基) | 3t/h |

イ 処理量及び処分量

| | | |
|------|----------------------------|---------------|
| 区分 | 燃えるごみ等（可燃ごみ） | 粗大ごみ等（不燃ごみ） |
| 処理方法 | 焼却処理 | プレス、埋立処分 |
| 処理量 | 51,800t | 0t（空き缶のプレスのみ） |
| 処分量 | 4,430t (焼却溶融残渣（メタルを除く)) | 520t（不燃物） |

ウ 粗大ごみ処理施設について

- (ア) 令和4年2月に粗大ごみ処理施設が故障したことにより、民間事業者の処理委託を継続し、粗大ごみ等を処分する。
- (イ) 空き缶の減容・圧縮をするプレス機については、使用できるため、引き続き稼働させて処理を行う。

(4) 最終処分計画

ア 最終処分の概要

中間処理によって生じた焼却残渣、溶融残渣及び破碎残渣（不燃物）は、滑川山一般廃棄物最終処分場に埋立処分する。

（スラグの一部は覆土材として活用する。）

| | |
|------|-----------------------|
| 施設名 | 滑川山一般廃棄物最終処分場 |
| 所在地 | 日立市滑川町3163-13 |
| 総面積 | 207,000m ² |
| 埋立面積 | 25,700m ² |
| 全体容量 | 219,000m ³ |

イ 処分される廃棄物の内訳及び年間計画埋立量

| 埋立区分 | 埋立量 |
|-----------|---------------------|
| 焼却、溶融残渣 | 2,958m ³ |
| 破碎残渣（不燃物） | 520m ³ |
| 覆土量 | 0m ³ |

2 生活排水処理実施計画

(1) 生活排水処理人口

| | |
|---------------------------|----------|
| 1 計画処理区域内人口 | 165,443人 |
| 2 水洗化・生活雑排水処理人口 | 163,608人 |
| (1) 下水道人口 | 161,492人 |
| (2) 合併処理浄化槽人口 | 2,116人 |
| 3 水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽） | 652人 |
| 4 非水洗化人口 | 1,183人 |
| (1) 計画収集人口 | 1,183人 |
| (2) 自家処理人口 | 0人 |
| 5 計画処理区域外人口 | 0人 |

(2) 収集運搬計画

ア 収集運搬する生活排水の種類と方法

- (ア) 種類 し尿及び浄化槽汚泥とする。
- (イ) 方法 許可業者が収集運搬する。
- (ウ) 収集回数及び方法、料金体制

| 区分 | 回数 | 料金体制 | 方法 |
|-------|--------------|------|------|
| し尿 | 一般家庭 おおむね月1回 | 定額制 | 戸別収集 |
| | | | |
| | 事業所等 隨時 | 従量制 | |
| 浄化槽汚泥 | | 戸別契約 | |

(3) 中間処理計画

ア 処理施設の概要

| 区分 | 区域 |
|------|-----------------|
| 施設名 | 滑川クリーンセンター |
| 所在地 | 日立市滑川本町5丁目14番1号 |
| 処理方式 | 前処理・希釀 下水道放流 |
| 処理能力 | 13kℓ/日 |

イ 搬入される廃棄物の種類

| 区分 | 区域 | |
|-------|----------|-----------|
| | 搬入量 | 搬入者 |
| し尿 | 989 kℓ | 許可業者（6業者） |
| 浄化槽汚泥 | 2,506 kℓ | 許可業者（6業者） |
| 合 計 | 3,495 kℓ | |

(4) 最終処分計画

| 区分 | 区域 |
|-----|--------------------|
| し渣量 | 1 t |
| 備 考 | し渣は、清掃センターで焼却処理する。 |

(5) 住民等に対する広報、啓発活動計画

- ア 生活排水対策の必要性及び合併処理浄化槽設置整備事業の推進について、市報等を活用し、市民に周知する。
- イ 浄化槽管理者に対し、浄化槽の定期的な清掃及び保守点検など、浄化槽の適正管理について、積極的な広報、啓発をする

日立市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

昭和47年3月31日

条例第22号

改正 昭和49年3月30日条例第19号
昭和51年2月20日条例第4号
昭和51年9月28日条例第39号
昭和53年3月31日条例第17号
昭和55年3月28日条例第12号
昭和57年3月29日条例第18号
昭和60年3月26日条例第17号
昭和60年12月26日条例第36号
昭和62年3月30日条例第12号
昭和63年3月28日条例第15号
平成元年3月29日条例第18号
平成2年12月25日条例第30号

平成5年3月30日条例第9号
平成7年3月29日条例第8号
平成9年3月28日条例第9号
平成13年12月28日条例第30号
平成15年12月19日条例第35号
平成16年9月28日条例第23号
平成19年12月21日条例第30号
平成23年3月22日条例第2号
平成24年12月26日条例第39号
平成26年3月31日条例第14号
令和元年9月26日条例第19号

注 平成2年12月から改正経過を注記した。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、日立市における廃棄物の処理及び清掃に関する必要な事項を定めることにより、市の責務を明らかにするとともに市民及び事業者が廃棄物の排出を抑制し、廃棄物の適正な処理をする自覚と実践の意欲を促し、もって生活環境を自ら清潔に保つことにより、住みよい文化的な市民生活が享受できるよう、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(平5条例9・一部改正)

(定義)

第2条 この条例における用語は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び浄化槽法（昭和58年法律第43号）の例によるものとする。

(平13条例30・平24条例39・一部改正)

(市民の責務)

第3条 市民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し市が行う施策に協力しなければならない。

(平5条例9・全改)

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

- 2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めなければならない。
- 3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正

な処理が困難になることのないようにしなければならない。

4 事業者は、物の製造、加工、販売等に係る誇大包装を回避するとともに、その製品、容器等が廃棄物となった場合において、自らの下取りによる回収、容器の再利用等の措置を講じ、できるだけその廃棄物化を少なくするよう努めなければならない。

5 事業者は、前各項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し市が行う施策に協力しなければならない。

(平5条例9・一部改正)

(清掃業者の責務)

第5条 許可若しくは委託を受けて廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者は、許可若しくは委託の条件を忠実に履行し、かつ、迅速、適正に廃棄物の収集、運搬又は処分を行わなければならない。

(市の責務)

第6条 市は、一般廃棄物の減量に関し市民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、法令の規定に従い、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その効率的な運営に努めなければならない。

2 市は、廃棄物の排出を抑制し、及びその適正な処理を確保するため、これらに関する市民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

(平5条例9・一部改正)

(清潔の保持)

第7条 土地又は建物の占有者（占有者がない場合には、管理者とする。以下同じ。）は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない。

2 何人も、道路、側溝、河川、水路、港湾、公園、広場、海水浴場その他の公共の施設の保全に努めるとともに、その場所を汚さないようにしなければならない。

(平5条例9・追加)

(投棄の禁止)

第8条 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

(平5条例9・追加)

第2章 一般廃棄物

(処理計画)

第9条 市は、法第6条の規定に基づき一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

(平5条例9・旧第7条繰下・一部改正、平13条例30・一部改正)

(処理の方法)

第10条 市長は、前条の計画に従って、一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分（再生することを含む。以下同じ。）しなければならない。

2 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物については、なるべく自ら処分するよう努めるとともに、自ら処分しない一般廃棄物については、その一般廃棄物処理計画に

従い当該一般廃棄物を適正に分別し、保管する等市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。

- 3 市長は、事業活動に伴い多量の一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者に対し、当該一般廃棄物の減量に関する計画の作成、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。

(平5条例9・旧第8条繰下・一部改正)

(資源物の所有権)

第10条の2 前条第1項の規定により再生することを目的として収集する一般廃棄物（以下「資源物」という。）の所有権は市に帰属し、市はこれを占有するものとする。

- 2 市長が指定する事業者以外の者は、前項の資源物を収集し、又は運搬してはならない。

(平16条例23・追加)

(排出の方法)

第10条の3 土地又は建物の占有者は、市が収集、運搬及び処分する一般廃棄物（一般家庭及びこれに類するものが排出するごみ等のうち、し尿、動物の死体及び有害ごみ（蛍光灯、電球、乾電池、体温計等有害物質を含んでいるもの）以外のものに限る。）を排出しようとすることは、市が定めるごみ処理袋又はごみ処理券（以下「ごみ処理袋等」という。）を使用しなければならない。

- 2 ごみ処理袋等の交付方法、様式、規格その他必要な事項は、市長が規則で定める。

(平13条例30・追加、平16条例23・旧第10条の2繰下)

(一般廃棄物の処理に関する基本的事項の公表)

第11条 市長は、土地又は建物の占有者及び事業者が一般廃棄物の減量及びその適正な分別、保管、運搬、再生等の処理ができるよう、一般廃棄物処理計画のうち排出の抑制の方策、排出の方法、処理施設の受け入れ時間等基本的事項を公表するものとする。

(平5条例9・追加)

(手数料)

第12条 市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関し、土地又は建物の占有者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める手数料を納入しなければならない。

(1) ごみ等

一般家庭及びこれに類するもの 別表に定める額

(2) し尿

ア 一般家庭及びこれに類するもの

基本料金 1世帯について1回410円（ただし、便槽が1世帯に2箇所以上ある場合も基本料金は、1回分とする。）

人頭割 1歳以上1人について月額250円（特殊便所（無臭改良便所で水を多量に使用するものをいう。）使用の場合は390円）

イ 事業所その他これに類するもの

18リットルにつき150円（ただし、18リットル未満は18リットルとみなす。）

ウ アによることが著しく実情にそわないと市長が別に認めたもの イの料金

エ 汲取り困難地区特別加算料金

汲取りが著しく困難な地域の世帯で市長が認めたもの 1回440円

オ 下水道供用開始地区特別加算料金

下水道法（昭和33年法律第79号）第11条の3第1項に規定する便所を水洗便所に改造しなければならない期間を経過した未水洗化世帯（同法同条第3項ただし書に該当するもののうち、市長が特に認めたものを除く。） 1回520円

(3) 動物の死体 1個につき220円

2 事業活動に伴い多量の一般廃棄物を運搬すべき場所及び方法を指示された者、臨時に多量の一般廃棄物を排出した者又は一般廃棄物処理業の許可を受けた者が、市の管理するごみ処理施設において、一般廃棄物を処分しようとするときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める手数料を納入しなければならない。

(1) ごみ等（発泡スチロールを除く。）

1キログラム10円以内で市長が規則で定める額（ただし、1回の搬入重量が50キログラムまでのものについては、1回につき300円以内で市長が規則で定める額）

(2) 発泡スチロール

1キログラム15円以内で市長が規則で定める額

3 手数料の徴収方法については、市長が規則で定める。

（平2条例30・一部改正、平5条例9・旧第9条繰下・一部改正、平9条例9・平13条例30・平15条例35・平19条例30・平26年条例第14号・令元年条例19・一部改正）

（手数料の減免）

第13条 次の各号のいずれかに該当する者については、前条に規定する手数料を減免することができる。

(1) 天災を受けた者

(2) その他市長が特に必要があると認めた者

（平5条例9・旧第10条繰下、平13条例30・一部改正）

第3章 産業廃棄物

（事業者の処理）

第14条 事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。

（平5条例9・旧第11条繰下）

（市が処分する産業廃棄物の種類）

第15条 市が処分する産業廃棄物は、次に掲げるものとする。

(1) 固形状のもので、一般廃棄物とあわせて処分することができ、かつ、一般廃棄物の処理に支障のない範囲内の量のものとし、市長が必要の都度指定するもの

(2) 市が発注する工事その他市長が別に定める工事から発生する建設廃棄物とし、市長が別に定めるもの

（平7条例8・全改）

（処分に要する費用）

第15条の2 市が行う産業廃棄物の処分に関し、事業者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める処分費用を納入しなければならない。

(1) 前条第1号の産業廃棄物 第12条第2項に規定する額

(2) 前条第2号の建設廃棄物 100キログラムにつき480円以内で市長が規則で定める額

(平7条例8・追加、平13条例30・一部改正)

第4章 雜則

(許可証の交付)

第16条 市長は、一般廃棄物処理業の許可又は浄化槽清掃業の許可をしたときは、許可証を交付するものとする。

2 前項の規定により許可証の交付を受けた者は、許可証を紛失し、又は損傷したときは、再交付を受けなければならない。

(平5条例9・旧第13条繰下)

(許可申請手数料)

第17条 次の各号に掲げる許可又は許可証の再交付を受けようとする者は、当該各号に定める額の手数料を申請の際納入しなければならない。

(1) 一般廃棄物処理業 1件につき3,000円

(2) 浄化槽清掃業 1件につき3,000円

(3) 許可証の再交付 1件につき1,500円

(平5条例9・旧第14条繰下)

(報告の徴収)

第18条 市長は、法令又はこの条例の施行に必要な限度において、事業者、一般廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業とする者又は浄化槽の清掃を業とする者に対し、一般廃棄物の保管、収集、運搬若しくは処分又は浄化槽の清掃に関し、必要な報告を求めることができる。

(平5条例9・旧第15条繰下・一部改正)

(立入検査)

第19条 市長は、法令又はこの条例の施行に必要な限度において、その職員に、事業者、一般廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業とする者又は浄化槽の清掃を業とする者の事務所若しくは事業場に立ち入り、一般廃棄物の保管、収集、運搬若しくは処分又は浄化槽の清掃に関し、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(平5条例9・旧第16条繰下・一部改正)

(土地又は建物の適正管理)

第20条 土地又は建物の占有者は、みだりに廃棄物が捨てられないよう、境界に板塀、有刺鉄線等で囲いを設ける等の措置を講じるとともに、雑草の生えるにまかせて、火災、そ族、昆虫等の発生源とならないよう適正な管理に努めなければならない。

(平5条例9・旧第17条繰下)

(ビラ、チラシ等の清掃)

第21条 公共の場所で、ビラ、チラシ等の配布を受けた者は、これらをみだりに捨ててはならず、また配布した者は、その附近に散乱した当該ビラ、チラシ等を速やかに清掃しなければならない。

(平5条例9・旧第18条繰下)

(動物の死体の通報)

第22条 遺棄された動物の死体を発見した者は、速やかに市長に知らせなければならない。

(平5条例9・旧第19条繰下)

(土木建築等工事実行者の土砂等の適正処理)

第23条 土木、建築等工事の施行者は、不法投棄の誘発、都市美観の汚損を招かないよう工事に伴う土砂、がれき、廃材等を適正に処理するように努めなければならない。

(平5条例9・旧第20条繰下)

(技術管理者の資格)

第24条 法第21条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（化学部門、水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。）
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士（前号に規定する者を除く。）であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
- (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。次号において同じ。）の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法による大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 学校教育法による短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 学校教育法による短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において理学、工学若しくは農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

(平24条例39・追加)

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が規則で定める。

(平5条例9・旧第21条繰下、平24条例39・旧第24条繰下)

別表（第12条関係）

（平13条例30・追加、平15条例35・平23条例2・平26年条例第14号・令元年条例19号・一部改正）

| ごみ等の区分、種類等 | | 手数料 | |
|-------------|--|----------------|-------------|
| | | ごみ処理袋等の種類、容量等 | 金額 |
| 燃えるごみ | 日常生活に伴って生ずる厨芥類、木竹類、再生できない紙くず類その他これに類するもの | ごみ処理袋（10リットル用） | 1袋につき10円 |
| | | ごみ処理袋（20リットル用） | 1袋につき13円 |
| | | ごみ処理袋（30リットル用） | 1袋につき20円 |
| | | ごみ処理袋（45リットル用） | 1袋につき30円 |
| | | ごみ処理券 | 1個につき30円 |
| 燃えないごみ | 陶磁器類、ガラス類その他これに類するもの | ごみ処理袋（30リットル用） | 1袋につき 9円 |
| 粗大ごみ (小) | 電気器具、家具、寝具等で3辺の長さの合計が3メートル未満のもの（ごみ処理袋で排出できるものに限る。） | ごみ処理袋（45リットル用） | 1袋につき310円 |
| 粗大ごみ (中) | 電気器具、家具、寝具等で3辺の長さの合計が3メートル未満のもの（ごみ処理袋で排出できるものを除く。） | 粗大ごみ処理券 | 1個につき630円 |
| 粗大ごみ (大) | 電気器具、家具、寝具等で3辺の長さの合計が3メートル以上のもの | 粗大ごみ処理券 | 1個につき1,260円 |
| 有害ごみ | 蛍光灯、電球、乾電池、体温計等有害物質を含んでいるもの | | 無料 |

備考

- 1 粗大ごみ（中）及び粗大ごみ（大）は、市が戸別に収集する方法による。
- 2 電気器具とは、特定家庭用機器再商品化法施行令（平成10年政令第378号）第1条に規定する機械器具を除くものとする。
- 3 ごみ処理券及び粗大ごみ処理券は、ごみ等に貼付して使用する。

日立市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則

昭和47年3月31日

規則第18号

改正 昭和47年10月13日規則第38号
昭和48年8月31日規則第49号
昭和51年2月20日規則第3号
昭和51年5月26日規則第34号
昭和51年9月28日規則第38号
昭和53年3月31日規則第10号
昭和57年4月1日規則第20号
昭和59年3月30日規則第17号
昭和61年1月30日規則第4号
昭和61年3月28日規則第12号
昭和63年2月12日規則第2号
昭和63年3月28日規則第17号
平成元年3月29日規則第8号
平成5年3月30日規則第13号
平成6年4月1日規則第25号
平成7年6月26日規則第22号

平成9年3月28日規則第5号
平成9年5月14日規則第19号
平成10年3月31日規則第20号
平成12年3月31日規則第24号
平成13年12月28日規則第45号
平成15年12月19日規則第53号
平成16年10月29日規則第67号
平成17年3月7日規則第4号
平成17年3月31日規則第21号
平成19年12月21日規則第67号
平成23年3月22日規則第9号
平成26年3月31日規則第23号
平成28年3月30日規則第19号
平成29年9月1日規則第18号
令和元年9月26日規則第18号

注 平成5年3月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)、浄化槽法(昭和58年法律第43号)及び日立市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年条例第22号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可申請)

第2条 一般廃棄物処理業(法第7条第1項に規定する一般廃棄物の収集又は運搬の業及び同条第6項に規定する一般廃棄物の処分の業をいう。以下同じ。)又は浄化槽清掃業の許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、一般廃棄物処理業・浄化槽清掃業許可申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(平5規則13・平13規則45・平16規則67・平19規則67・一部改正)

(一般廃棄物処理業の許可の基準)

第2条の2 法第7条第1項若しくは第6項の規定による許可又は法第7条の2第1項の規定による事業の範囲の変更の許可の基準は、法に定めるもののほか、申請者が市内に住所を有する者(法人にあっては、市内に事務所又は事業所を有する者)であることとする。

2 前項の規定は、収集した一般廃棄物を市外の一般廃棄物の最終処分場へ運搬することを業として行おうとする場合には適用しない。

(平16規則67・追加)

(一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可)

第3条 条例第16条第1項の規定により交付する許可証は、様式第2号による。

2 許可の期限は、2年とする。

3 一般廃棄物処理業又は浄化槽清掃業の許可を受けた者(以下「許可業者」という。)

は、許可証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(平5規則13・平10規則20・平13規則45・一部改正)

(事業の範囲の変更)

第4条 一般廃棄物処理業の許可を受けた者で、その一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲の変更の許可を受けようとするものは、当該変更をしようとする日の30日前までに変更許可申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲の変更を許可したときは、変更許可証（様式第4号）を交付する。

(平5規則13・平9規則5・一部改正)

(許可証の再交付)

第5条 条例第16条第2項の規定により許可証の再交付を受けようとするときは、許可証再交付申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(平5規則13・平9規則5・一部改正)

(事業の廃止等の届出)

第6条 法第7条の2第3項又は浄化槽法第37条若しくは同法第38条の規定による届出は、許可事業廃止・変更届（様式第6号）により行わなければならない。

(平5規則13・全改、平9規則5・一部改正)

(許可の取消し等)

第7条 市長は、許可業者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可取消書（様式第7号）又は事業停止命令書（様式第8号）により許可を取り消し、又は期限を定めてその事業の停止を命ずることができる。

- (1) 許可基準に適合しなくなったとき。
- (2) 法令、条例、規則及び許可条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
- (4) その他市長が行政上必要であると認めたとき。

(平9規則5・一部改正)

(許可証の返還)

第8条 許可業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに許可証を市長に返還しなければならない。

- (1) 許可の有効期限が満了したとき。
- (2) 許可を取り消されたとき。
- (3) 事業を廃止したとき。

2 許可業者は、事業の停止又は休止をする場合は、許可証を一時市長に返還しなければならない。

(平9規則5・一部改正)

(市の施設への搬入の制限)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ごみ又はし尿の搬入について制限し、又は条件をつくることができる。

- (1) 施設能力の限界を超えるとき。
- (2) 施設の機能を損なうおそれのあるとき。

(3) 施設の管理上不適当と認めたとき。

(平9規則5・一部改正)

(報告の徵収)

第10条 許可業者は、その事業の実施に関し、前月の実績を毎月10日までに、処理事業実績報告書（様式第9号）又は清掃事業実績報告書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

(平9規則5・一部改正)

(立入検査)

第11条 立入検査をする場合には、職員は、身分証明書（様式第11号）を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(平9規則5・一部改正)

(ごみ処理袋等の交付方法、様式等)

第12条 条例第10条の3第2項に規定するごみ処理袋及びごみ処理券（以下「ごみ処理袋等」という。）の交付は、市が指定した取扱所で行うものとする。

2 条例第10条の3第2項に規定するごみ処理袋等の様式及び規格は、次のとおりとする。

- (1) ごみ処理袋（燃えるごみ） 様式第12号
- (2) ごみ処理袋（燃えないごみ） 様式第13号
- (3) ごみ処理袋（粗大ごみ（小）） 様式第14号
- (4) ごみ処理券（燃えるごみ） 様式第15号
- (5) 粗大ごみ処理券 様式第16号

3 ごみ処理袋（燃えるごみ）に収納できない木竹類等を排出するときは、当該ごみ処理袋に代えてごみ処理券（燃えるごみ）を使用するものとする。

(平13規則45・追加、平19規則67・一部改正)

(手数料)

第13条 条例第12条第1項第2号アに規定するし尿手数料の人頭割の人員については、住民基本台帳による。

2 条例第12条第1項第2号ウに規定する市長が別に認めたものとは、次の各号に掲げるものとし、市長に申し出をしなければならない。

- (1) 6人以上を居住させている寮及び下宿
- (2) 便槽の不備等により、雨水が多量に浸入し、市長が認定したもの
- (3) 不特定多数者が利用するもの
- (4) その他条例第12条第1項第2号アの定額制料金によることが著しく実情にそわないと市長が認めたもの

3 条例第12条第1項第2号エに規定する汲取りが著しく困難な地域の世帯で市長が認めたものは、し尿を汲み取るためのホースの長さが50メートルを超える世帯とする。

4 条例第12条第1項第2号オに規定する下水道供用開始地区特別加算料金の適用を除外するものは、日立市水洗化促進事務取扱規程（昭和61年下水道局規程第21号）第9条第1項各号に規定するもののうち、申請により市長が特に認めたものとする。

5 条例第12条第2項第1号に規定するごみ等については、1回の搬入重量が5,000キログラムまでのものを扱うものとし、手数料の額は、次表による。

| | 1回の搬入重量 | 金額 |
|---|---|--------|
| 1 | 50キログラムまで | 300円 |
| 2 | 50キログラムを超えて100キログラムまで | 500円 |
| 3 | 100キログラムを超えて150キログラムまで | 1,000円 |
| 4 | 150キログラムを超えて5,000キログラムまでのものについては、150キログラムを超える50キログラムごとに | 500円増 |

6 条例第12条第2項第2号に規定する発泡スチロールの手数料の額は、1キログラム(1キログラム未満の端数は切り上げる。)につき15円とする。

(平5規則13・平9規則5・平9規則19・一部改正、平13規則45・旧第12条繰下・一部改正、平15規則53・平19規則67・一部改正)

(手数料の徴収方法)

第14条 条例第12条第3項に規定する手数料の徴収方法は、次のとおりとする。

(1) 条例第10条の3第1項の一般廃棄物に係る手数料は、ごみ処理袋等の交付数に応じ、交付の際徴収する。

(2) 市が収集、運搬及び処分する前号以外の一般廃棄物又は市の管理するごみ処理施設へ自ら搬入する一般廃棄物に係る手数料は、その都度徴収する。ただし、市長が必要と認めたときは、別に定めるところにより、月単位で徴収することができる。

2 既に徴収した手数料は、返還しない。

(平13規則45・追加、平15規則53・平19規則67・平29規則18・一部改正)

(手数料の減免申請)

第15条 手数料の減免を受けようとする者は、手数料減免申請書（様式第17号）を市長に提出しなければならない。

(平9規則5・一部改正、平13規則45・旧第13条繰下・一部改正)

(手数料減免の決定通知)

第16条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を調査し、手数料減免決定通知書（様式第18号）により通知する。

(平9規則5・一部改正、平13規則45・旧第14条繰下・一部改正)

(処分費用)

第17条 条例第15条の2第2号に規定する建設廃棄物の処分費用の額は、100キログラムにつき250円（重量に比して容量が著しく大きい建設廃棄物として市長が別に定める建設廃棄物にあっては、375円）として算定した額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。

(平7規則22・追加、平9規則5・一部改正、平13規則45・旧第15条繰下、平26規則23・令元規則18・一部改正)

(委任)

第18条 この規則に定めるものほか必要な事項は、市長が別に定める。

(平7規則22・旧第15条繰下、平13規則45・旧第16条繰下)

一般廃棄物処理業（ごみ）許可業者一覧表

令和7年4月1日現在

| 番号 | 許可者名 | 連絡先 | 事業区分 | 備考 |
|----|----------------------------|------------------------------------|-----------------------------|---|
| 1 | 株茨城環境企業 茅根 則彦 | 日高町1-3-2 (43) 5301 | 収集・運搬 中間処理(焼却・破碎) 埋立て | (処分場) 小木津町字左作 1454-1 (42) 9407 |
| 2 | 株ヤマサエコ・ネットサービス 佐藤 博 | (日立営業所) 川尻町6-51-35 (43) 7998 | 収集・運搬 | (本社) 高萩市大字高戸 262-1 0293 (22) 2736 |
| 3 | (有)十王産業 高田 佑亮 | (営業所) 十王町友部2128-3 (39) 3901 | 収集・運搬 | (本社) 十王町友部2127-2 (39) 3901 |
| 4 | 株クリーンらいふ 大和田 真 | 助川町1-15-18 (26) 0881 | 収集・運搬 | |
| 5 | (有)エムエスケイコーポレーション 益子 幸男 | (滑川営業所) 滑川町1-15-10 (27) 7220 | 収集・運搬 | (本社) 東滑川町3-4-18 (日立営業所) 東滑川町3-4-26 (22) 1543 |
| 6 | 株コクシン 小松崎 康 | 東多賀町3-2-12 (34) 0151 | 収集・運搬 | |
| 7 | (有)日高産業 高本 精二 | 本宮町3-25-8 (21) 0410 | 収集・運搬 | (事業場) 宮田町3482-2 |
| 8 | 日和サービス株 伊藤 淳 | 東成沢町2-2-10 (38) 1121 | 収集・運搬 中間処理 | |
| 9 | 株東邦クリーン工業 大澤 宏 | 鹿島町2-16-7 (21) 1009 | 収集・運搬 | |
| 10 | 相馬商店 相馬 一夫 | 東成沢町3-4-11 (37) 5540 | 収集・運搬 | |
| 11 | 株松原組 桑原 由佳 | 国分町1-8-8 (33) 0820 | 収集・運搬 | |
| 12 | (有)根本商店 根本 祐一 | 平和町1-4-11 (21) 2068 | 収集・運搬 | (営業所) 田尻町3-45-1 (43) 2422 |
| 13 | (有)円井産業 圓井 晴男 | 金沢町3-7-7 (36) 2062 | 収集・運搬 | |
| 14 | 株茨城県クリニック・クリーン協会 大高 宣靖 | 水戸市鯉淵町1-5 029 (259) 7200 | 収集・運搬 | 胎盤のみ |
| 15 | (有)沼田クリーンサービス 沼田 元良 | 城南町1-10-16 (21) 2221 | 収集・運搬 | |

| 番号 | 許可者名 | 連絡先 | 事業区分 | 備考 |
|----|--------------------|------------------------------------|-------------------|--|
| 16 | 株水越 水越 謙太朗 | 鮎川町2-1-35 (36) 2545 | 収集・運搬 | |
| 17 | 株ニッカン 稻葉 淳 | 滑川本町5-14-4 (22) 6348 | 収集・運搬 | |
| 18 | 株海野商店 田久保 文男 | 東多賀町1-2-17 (33) 1302 | 収集・運搬 中間処理 | |
| 19 | かめや産業有 石川 夏樹 | 幸町2-6-1 (21) 5685 | 収集・運搬 | |
| 20 | 北関東通商株 小野寺 弘晃 | (日立営業所) 田尻町2-12-26 (44) 7177 | 収集・運搬 | (本社) 水戸市東前町3-234 029 (269) 2033 |
| 21 | 公益産業有 戸祭 宣光 | 東大沼町1-3-11 (36) 0876 | 収集・運搬 | |
| 22 | 高橋商事 高橋 利一 | 鮎川町3-7-8 (35) 7483 | 収集・運搬 | |
| 23 | 合同会社 鍋谷商店 鍋谷 昌宏 | 助川町4-1-7 (21) 1200 | 収集・運搬 | |
| 24 | 有西野宮産業 西野宮 敏彦 | 東大沼町1-8-28 (36) 2632 | 収集・運搬 | |
| 25 | 有富士産業 勝山 起一 | 久慈町3-47-4 (52) 2020 | 収集・運搬 | |
| 26 | 株茨城テクノス 石田 基哉 | 日高町5-1-1 (25) 3818 | 収集・運搬 | |
| 27 | 有稻澤商店 稻澤 智子 | 諏訪町1-5-18 (36) 0831 | 収集・運搬 | |
| 28 | 有エコ・サービス 友部 良徳 | 宮田町3-4-5 (24) 5521 | 収集・運搬 | |
| 29 | 坂本商店 坂本 弘勝 | 神田町388-1 (53) 5788 | 収集・運搬 | |
| 30 | 勝田環境株 望月 福男 | ひたちなか市津田2554-2 029 (272) 2141 | 収集・運搬 | |
| 31 | 有高木産業 高木 幹夫 | 鮎川町6-19-17 (35) 5209 | 収集・運搬 | |
| 32 | 株水庭農園 水庭 博 | 本宮町5-8-6 (24) 3228 | 収集・運搬 中間処理(破碎) | (事業場) 中深荻町字菅田485-7 剪定枝木、間伐材及び草のみ |

| 番号 | 許可者名 | 連絡先 | 事業区分 | 備考 |
|----|-------------------------|---|-------|---|
| 33 | シーガルクリーン 掛札 勝寛 | 末広町3-16-2 (37) 3175 | 収集・運搬 | |
| 34 | (株)小宮山興業 小宮山 天 | 久慈町6-42-8 (53) 2021 | 収集・運搬 | |
| 35 | エス・ケークリーン 金 昌成 | 水木町2-7-12 | 収集・運搬 | |
| 36 | (同)アースウインド環境企画 掛札 武志 | 久慈町2-2-37 (51) 3306 | 収集・運搬 | |
| 37 | (株)プラントレーディング 助川 雅浩 | 相賀町2-1 (32) 7288 | 収集・運搬 | |
| 38 | 山西産業 西野 勝人 | 森山町3-6-6 (52) 3483 | 収集・運搬 | |
| 39 | (株)春海丸 川崎 洋介 | (日立営業所) 十王町友部東1-1-12 029 (285) 8100 | 収集・運搬 | (本社) ひたちなか市長砂670-1 |
| 40 | (株)HFC 五条 秀浩 | 久慈町1-4-21 (87) 6080 | 収集・運搬 | |
| 41 | ファミリー日立店 宮田 芳幸 | みかの原町1-24-9 (53) 5035 | 収集・運搬 | |
| 42 | (有)いわき産廃 三次 勝昭 | (日立営業所) 滑川町4-19-51 (43) 5277 | 収集・運搬 | (本社) いわき市遠野町滝字 才ノ神93-316 0246 (89) 4672 |
| 43 | (株)丸ト 弓山 智廣 | 幸町2-6-13 (22) 4448 | 収集・運搬 | |
| 44 | 日立ひまわり回収 岡部 賀優 | 大沼町1-25-4-3 (51) 2619 | 収集・運搬 | |
| 45 | ファミリー日立東海店 根本 日出男 | 森山町5-3-10 (53) 1766 | 収集・運搬 | |
| 46 | (有)マルイ装美 石田 貴博 | 十王町伊師字松並ノ根 2208-3 (87) 6413 | 収集・運搬 | (本社) 福島県双葉郡双葉町大字長 塚字町東119-1 |
| 47 | (有)新興 新井 純子 | 諏訪町1-16-13 (35) 2471 | 収集・運搬 | |
| 48 | (株)NEOクリーン 松本 祐美子 | 神峰町4-14-2 (21) 1580 | 収集・運搬 | |

| 番号 | 許可者名 | 連絡先 | 事業区分 | 備考 |
|----|----------------------|--|-------|----|
| 49 | (有)大金建材店 大金 政明 | 日高町2-4-30 (21) 6621 | 収集・運搬 | |
| 50 | (株)グロードサービス 相馬 穀 | 滑川本町2-20-12 (23) 8581 | 収集・運搬 | |
| 51 | ソフト企画 瀬谷 弘二 | 幸町2-6-12 (22) 8197 | 収集・運搬 | |
| 52 | (株)ユーシン 菊池 友秀 | 助川町2-9-9 (51) 4121 | 収集・運搬 | |
| 53 | 深谷木材工業(株) 深谷 太一朗 | 鮎川町2-7-22 (33) 0227 | 収集・運搬 | |
| 54 | (株)クリアイバラキ 柴沼 ますみ | 茨城県水戸市平須町1-114 029(305)7007 | 収集・運搬 | |
| 55 | (有)新井土木 新井 健寿 | 諏訪町3-5-9 (36) 2464 | 収集・運搬 | |
| 56 | (株)朝日ネットワーク 小野 康夫 | 東金沢町3-5-17 サンロード多賀516号 (38) 2022 | 収集・運搬 | |
| 57 | リブロ 田口 徳一 | 東金沢町1-3-37 090-2550-0873 | 収集・運搬 | |
| 58 | (株)横川総建 横川 薫 | 東大沼町1-18-6-203 | 収集・運搬 | |
| 59 | (株)CONNECT 菊池 達也 | 日立市東金沢町2-8-27 090-9435-8570 | 収集・運搬 | |
| 60 | (株)S&K 海津 哲広 | 田尻町2-2-37 (59) 3375 | 収集・運搬 | |
| 61 | (株)のぞみ 吉田 康男 | 本宮町1-9-20 (21) 0573 | 収集・運搬 | |
| 62 | 便利屋緑 宮本 憲吾 | 鹿島町1-21-10 (40) 9103 | 収集・運搬 | |
| 63 | 宮本工業 宮本 将弥 | 東滑川町1-11-9 (33) 6778 | 収集・運搬 | |
| 64 | 亮工業 高村 亮 | 若葉町3-2-19 (24) 6771 | 収集・運搬 | |

| 番号 | 許可者名 | 連絡先 | 事業区分 | 備考 |
|----|--------------------|--------------------------------|-------|----|
| 65 | 矢野清掃サービス 矢野倉 一也 | 日立市多賀町5-12-23 080-1321-4178 | 収集・運搬 | |

市の紋章・市のイメージマーク等・市の花・市の木・市の鳥・市のさかな



市の紋章 昭和 15 年 4 月 1 日制定

「日立」の「日」の字は、円で型取り、「立」を極めて巧妙な花に図案化し、「日立」の 2 文字を完全に現している。

円は円満な発展を意味し、中央の立てる花は、華やかにして殷賑を思わせている。全体を通じて華麗のうちに落ちついた力強いものが迫ってくる。

いいね! がいっぱい 日立市



市のイメージマーク・キャッチコピー 平成 19 年 4 月 6 日制定

日の立ち昇るところ領内一と言われた日の光の輝き、市の花さくらや太平洋に開けた豊かな大地に恵まれ、創造、触れあい、ゆとり、潤いに満ちて飛翔する市民の喜びをイメージしてデザイン化した。

シンボルマーク



市の花 サクラ

5 枚の花びらは、ひたちの「ひ」の文字のデザインで互いに手をつなぎあい、市のサクラとしてたいせつに育て見守っていくことをイメージ化した。

(昭和 52 年 7 月 15 日制定)



市の木 ケヤキ

日立市民の暖かくしかも力強い腕の輪によって、市の木を永遠に保存する意味をこめたもの。また日立の文字も抽象的にデザイン化されている。

(昭和 52 年 7 月 15 日制定)



市の鳥 ウミウ

大きな太陽を全身に受け輝いている「ウミウ」をデザイン化したものである。

(平成元年 12 月 26 日制定)



市のさかな さくらダコ

大きくて元気な「さくらダコ」をイメージしてデザイン化したものである。

(平成 15 年 9 月 24 日制定)



いいね！がいっぱい

日立市